

板橋区文化財専門員設置要綱

(令和7年12月26日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号）に基づき、文化財専門員（以下「専門員」という。）の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 専門員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

第2条 専門員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 歴史学、民俗学、考古学の資料に係る調査研究及びその指導に関する事
- (2) 歴史学、民俗学、考古学に係る資料の保管・普及公開に関する事
- (3) 歴史学、民俗学、考古学に係る専門的、技術的な調査研究に関する事
- (4) 博物館資料に係る収集、保存、展示及び普及に関する事

(設定数)

第3条 専門員の設定数は、2人とする。

(任用)

第4条 専門員は、大学又は大学院において歴史学、民俗学、考古学のいずれかに関する課程を卒業した者で、学芸員の資格を有する者のうちから、選考により区長が任用する。

- 2 任用に当たっての選考の方法は、教育委員会事務局次長が別に定める。
- 3 専門員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 4 専門員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第5条 専門員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- (3) 学芸員資格を証する書類
- (4) その他、教育委員会事務局生涯学習課長（以下「課長」という。）が必要と認める書類

(任期)

第6条 専門員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要かつ十分

な任期を定めるものとする。

2 区長は、専門員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

（分限）

第7条 専門員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

（懲戒処分）

第8条 専門員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

（服務）

第9条 専門員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

（勤務時間等）

第10条 専門員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）勤務日数は、原則として月16日以内とし、勤務日は課長が定める。

（2）勤務時間は、原則として1日につき7時間45分とする。

（3）専門員の正規の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで又は午前8時45分から午後5時30分まで（次号の休憩時間を含む。）とする。

（4）専門員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

2 前項に定めるもののほか、専門員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

（勤務場所）

第11条 専門員の勤務場所は、課長が定める。

（休暇等）

第12条 専門員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

（職務に専念する義務の免除）

第13条 専門員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年板橋区条例第17号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定め

るところによる。

（給与及び費用弁償）

第14条 専門員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第21号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第39号）の定めるところによる。

（公務災害補償等）

第15条 専門員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（社会保険等）

第16条 専門員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

（研修）

第17条 専門員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

（健康診断等）

第18条 専門員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和59年板橋区規則第10号）の定めるところによる。

（人事評価）

第19条 専門員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成8年板橋区訓令第20号）の定めるところによる。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

発 令 通 知 書

(氏名)			
(所属)			
(発令内容)			
職 名			
任用期間		令和 年 月 日から	
		令和 年 月 日まで	
報 酬		会計年度任用職員の給料及び報酬の額を定める規則のとおり	
令和 年 月 日			
発令権者 板橋区長			

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他()] 2 契約の更新は次により判断する。[・契約満了時の業務量・勤務成績、態度・能力・従事している業務の進捗状況・その他()]
-------	---